

令和08年06月25日

旧南勢町海域（南伊勢町）および志摩・英虞湾海域（志摩市）産ヒオウギガイの出荷自主規制を解除します

旧南勢町海域および志摩・英虞湾海域産ヒオウギガイについて、本日（6月25日）県が実施した麻痺性貝毒検査の結果、国が定める出荷自主規制の解除基準を満たしたことから、令和7年12月25日（旧南勢町海域）および令和8年5月28日（志摩・英虞湾海域）から継続する出荷自主規制を本日付けで解除しました。なお、貝毒による食中毒防止に向けて、同海域における検査は継続します。

- (1) 本日（6月25日）、県が旧南勢町海域および志摩・英虞湾海域産ヒオウギガイを検査したところ、6月11日および6月18日の検査結果と合わせ、出荷自主規制の解除基準（毎週1回の検査において3回連続して規制値（4MU/g）以下）を満たしました。

※「マウスユニット（MU）」とは、麻痺性貝毒の場合、1MUは体重20gのマウスが15分で死亡する毒の量。人の致死量は、体重60kgの人で約3千～2万MUとされています。

海域名	6月11日	6月18日	6月25日
旧南勢町	3.2MU/g	3.7MU/g	2.4MU/g
志摩・英虞湾	2.9MU/g	3.2MU/g	2.7MU/g

- (2) 今回の結果を受け、県は、三重外湾漁業協同組合を通じて旧南勢町海域および志摩・英虞湾海域でヒオウギガイを養殖している生産者に対し、本日付けで出荷自主規制の解除を通知するとともに、国や県内各市町等の関係機関へ情報提供を行いました。また、県HPを通じて県民に対し、周知を図ります。
- (3) なお、現時点では、県内の他の海域においても、規制値を超える貝毒は確認されていません。
- (4) 今回の検査結果は、規制値以下であったので出荷自主規制は解除するものの、貝毒検査の実施基準（2MU/g）を超えているため、両海域において週に1回の検査は継続します。引き続き、貝毒による食中毒の未然防止に努めます。

本ページに関する問い合わせ先

三重県 農林水産部 水産資源課 養殖振興班

〒514-8570 津市広明町13番地（本庁6階）

電話番号：059-224-2584 ファクス番号：059-224-2608 メールアドレス：suikan@pref.mie.lg.jp

各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。 Copyright © 2015 Mie Prefecture, All rights reserved.